

No.205

令和7年7月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241)23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行／北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会

目次

村民の声	2
第5回臨時会	3
第6回定例会	4～5
全員協議会	6
全員協議会、第7回臨時会	7～9
村政を質す(一般質問)	11～15
その他	16

議会だより

6月定例議会



いにしえ
新緑薫る青空で 現代につづく古の道
会津米沢街道歴史ウオーク 2025



議会映像がインターネットでご視聴可能！
～好きな時間に気軽にご視聴いただけます～



第19回 村民の声

このコーナーは村民の皆様よりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「村民の声」募集要項をご参照ください。皆様のご投稿を心よりお待ちしております。

「関係案内人への道」

佐藤 昌典（剣ヶ峯）
さとう まさのり

初めましてとこんにちは。今春3月から磐梯山ジオパーク活動推進をミッションとして大阪から単身移住の地域おこし協力隊として4か月経ちました。初対面の方から「裏磐梯に来た理由は？」と挨拶代わりに聞かれます。妻や知人で無く、28歳同居長男の薦めなのです。移住先の地名【剣ヶ峯】が武道好きの私にとっては心地良い響きで誇らしいです。

他界した母が秋田県能代市出身。その為、関係人口、地方創生は自分事。前職時はボランティアで企画、ブランディングで関わっていました。協力隊となったからには微力ですが【関係案内人】として1人でも多くの方と繋がり、行き来や移住に繋がれば幸いです。剣道、野球、犬、デザイン、ラボ（試す）、クラフト（手作り）。多趣味なシニアですがこれからもアクティブ&アグレッシブに剣ヶ峯で北塩原村で続けます。



あわせて見たい！

北塩原村地域おこし協力隊員と磐梯山ジオパーク協議会の情報は、以下のQRコードからご覧いただけます。



▲地域おこし協力隊



▲磐梯山ジオパーク協議会



▲これからの益々の活躍が期待されます
佐藤 昌典 氏（地域おこし協力隊）



北塩原村議会広報 議会だより 〈「村民の声」応募要項〉

テーマ：自由（村への要望などは除きます。）

字数制限：500字程度

掲載：年4回発行議会だよりへ掲載します。

選考：議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。

応募方法：投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。

（写真の準備が出来ない場合は撮影に伺います。）

宛先：〒966-0485

北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局

E-mail：gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

（役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。）

第5回臨時会

令和7年5月1日に、第5回臨時会が開催されました。

この臨時会では、遠藤春雄議員の副議長辞職願いが受理されたことを受け、副議長の選挙を行い、結果、遠藤祐一議員が副議長に選任されました。

その後、議会では専決処分の承認1件と、令和7年度北塩原村一般会計補正予算の議案について審議し、原案承認、可決となりました。

人事案件

◎副議長の選挙について

■副議長（新）

遠藤 祐一 議員
（北山）



◎議案第27号

専決処分の承認を求めることについて
（北塩原村税条例の一部を改正する条例）

◆概要

主なものは次のとおり。

- 令和7年4月1日施行分
・軽自動車税の種別割の税率の改正
- ・減免規定の整備、特定マシンの固定資産税の減額の特例規定の新設

- 令和8年1月1日施行分
・村民税の申告に係る特定親族特別控除額の追加控除額の追加

- 令和7年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）

令和7年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）

◎議案第28号

令和7年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）

◆補正額

1億1,074万円

◆概要

今回の補正予算では、令和7年2月4日の大雪により被災した農作物の生産に必要な施設の復旧や、農業者の経営継続のための経費支援となる大雪農業災害特別対策事業補助金、橋梁長

寿命化事業、全国瞬時警報システム更新工事に係る経費が計上された。

◆主な補正内容
○大雪農業災害特別対策事業補助金

7,371万4,000円

○橋梁長寿命化事業

3,300万円

○全国瞬時警報システム（Jアラート）更新事業

402万6,000円

質疑

【問】 柏谷 孝雄 議員

大雪の被害は広い地域で発生しており、施設の撤去に関して業者が多忙で依頼出来ないといったケースもあるかと思う。

その際に自分で撤去した場合、この補助金に該当となるのか。

【答】 産業課長

業者に依頼せずに自分で撤去する場合は、こちらの補助金には該当にならないと思われる。

こちらの事業は県の補助金を活用しておりますので、県へ改めて確認し、その指針に基づき対応させていただきます。

【問】 遠藤 祐一 議員

県の補助金を活用して行う事業の他に、村単独でも独自にこつした事業を考え、早急に復旧を進めていくという考えはないのか。

【答】 産業課長

村独自の撤去等への支援については、現地確認を進めていく中で、現状において緊急性を要する要望はないという現状ですので、今回の件の事業において対応したいと考えております。



▲大雪により破損したパイプハウス

令和7年第5回臨時会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件 名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第27号	専決処分の承認を求めることについて （北塩原村税条例の一部を改正する条例）	9	0
議案第28号	令和7年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）	9	0

※議長は採決には加わりません。

第6回
定例会

あらまし

令和7年第6回定例会が6月6日から10日まで5日間の会期で行われました。1日目は、村長から村政報告と議案の提案理由の説明がなされ、専決処分承認案件1件について、説明から採決までを行い、その後2件の議案についての説明がなされました。4日目には、4名の議員の一般質問を行い、5日目の最終日には、各常任委員会が所管する議案について審議し、提案された全2件の議案について質疑・討論・採決が行われ、全3件の議案のうち原案承認1件、原案可決2件となりました。



◎議案第29号

専決処分の承認を求めることについて
(福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について)

◆概要

令和7年3月31日に専決した令和7年4月1日施行の福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について、報告し、承認を求めるもの。

◎議案第30号

令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第2号)

◆補正額

1,581万6,000円
今回の補正予算は、スポーツパーク松原湖の施設修繕と、ラビスパ裏磐梯の施設

修繕、そして医療的ケア児受入体制整備、地域計画担い手確保支援事業補助金、NHK受信料等の経費が計上され、主な内容は次のとおり。

◆主な概要

○スポーツパーク松原湖施設修繕
638万6,000円

○ラビスパ裏磐梯施設修繕
341万6,000円
○医療的ケア児受入体制整備
249万3,000円

○地域計画担い手確保支援事業補助金
129万円

○NHK受信料
117万1,000円



▲破損したスポーツパーク松原湖の木橋

質疑

【問】遠藤 祐一 議員

ラビスパ裏磐梯の修繕費は、積雪による災害ということだが、これは全額保険で対応できるのか。

【答】総務企画課長

こちらの方につきましては全額該当になりまして、建物共済の方から共済金というかたちで、対応となる予定です。

【問】遠藤 祐一 議員

破損箇所は、ラビスパ裏磐梯の浴室と宴会場ということだが、それぞれの修繕額はどのくらいかかるのか。

【答】総務企画課長

こちらにつきましては、カーナビに自動についているものでございます。通常、職員が公用車を運転する際にテレビは見ておりませんので、必要ないものと考えております。

【問】小椋 眞 議員

NHK受信料について、公用車9台分の経費が計上されているが、一般職の職員が公用車のテレビを見ながら走行することはないと考える。

公用車のカーナビを使用しているからと思うが、当初からテレビは映らないようにしておけば、受信料に係る経費も抑えられると思うが、改善策はどのように考えているのか。

【答】総務企画課長

現在、被害総額が分かる資料しか持ち合わせておりませんでした。申し訳ありません。

【問】 柏谷 孝雄 議員

スポーツパーク松原湖の施設修繕について、クロカンコースの橋が大雪で壊れたということだが、間もなく合宿のシーズンを迎えるが、この仮設工事はいつごろの着工予定となっているのか。

【答】 観光課長

工事の着工につきましては、この補正予算が可決し、定例会終了後に、早急に関係課と現場確認を行ったうえで発注業務を進めてまいりたいと考えております。

【問】 柏谷 孝雄 議員

スポーツパーク松原湖の橋の工事は、これまで掛かっていた場所の基礎も傷んでおり、今後、本工事も要すると聞いているが、これはどの位の期間の工事となるのか。

【答】 観光課長

元の場所への橋の再整備につきましては、設計から始める必要があります。今後、予算措置も含め検討してまいりますので、適切な時期については、現段階ではお答えする材料がないところでございます。

【問】 小椋 眞 議員

医療的ケア児受入体制整備について、どういった経費で、どのような内容のものなのか。

【答】 教育課長

こちらの内容は、裏磐梯児童クラブへ通う児童が、医療的ケアを要するため、看護師を雇い、児童と保護者、職員の安心安全な環境を整備するための予算となっております。

◎議案第31号

令和7年度北塩原村下水道等事業会計補正予算（第1号）

◆補正額

384万6,000円

◆概要

今回の補正予算は、令和7年4月1日付の人事異動に伴う人件費の増額のほか、令和6年度の豪雪による下水道施設の損傷修繕に伴う復旧費用、そして、令和7年4月16日に発生した強風による下水道施設の損傷の修繕費用が計上された。

請願・陳情

◆陳情第1号

国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

○概要

「被災児童生徒就学支援等事業」を令和8年度以降も継続し、十分な就学支援が必要と思われるので、国に対して予算確保を要望するもの。

○付託先

総務文教常任委員会

○議決結果

趣旨採択
(全会一致で可決)



伊藤 敏英 委員長

令和7年第6回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について）	9	0
議案第30号	令和7年度北塩原村一般会計補正予算（第2号）	9	0
議案第31号	令和7年度北塩原村下水道等事業会計補正予算（第1号）	9	0

※議長は採決には加わりません。

請願・陳情の提出方法は議会 HP にてご確認出来ます！

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。
議会への請願・陳情の提出方法は議会ホームページよりご確認ください。

TEL：（23）3263 FAX：（25）7358

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

※詳しくは、右のQRコードよりご確認ください。



全員協議会

令和7年6月10日

村全員協議会が開催され、行財政上の重要問題として、昨年11月28日に発覚したラビスパ裏磐梯施設西側のドアガラスが破損され、その後の調べで施設のキュービクル内の一部盗難被害について村より報告された。議会から一連の対応について厳しい意見が出された。



ラビスパ裏磐梯に関する資料

1 建造物侵入・盗難事案の経過

- 令和6年11月28日
施設西側のドアガラスが割られていることを発見～喜多方警察署に通報
- 令和6年12月2日
喜多方警察署による現場検証実施 被害届提出
(被害を確認できない状況)
- 令和7年4月24日
電気設備現場点検実施→高圧受変電設備(キュービクル)内部のボルト等が外されていることを発見→喜多方警察署に通報・相談
- 令和7年5月7日
電気設備会社と高圧受変電設備(キュービクル)メーカーによる被害状況調査 → 銅バー205本 時価286,000円相当と判明
- 令和7年5月28日
喜多方警察署による現場検証実施被害届提出
盗難による被害額 286,000円(被害届)

2 復旧等に要する経費等

- (1) キュービクル原状復旧費(メーカー参考見積) 75,372千円…①
- (2) 電気設備点検結果を踏まえた設備更新・改修に要する経費 67,563千円…②
 - ・ 遮断機(VCB)更新
 - ・ トランス高圧交流負荷開閉器(LBS)改修

ラビスパ裏磐梯を通電再開するために必要な経費142,935千円 (①+②)

主な意見

【問】 遠藤 祐一 議員

令和6年12月2日に現場検証とあるが、この時にはこの配電盤のチェック等はいなかったのか。

【答】 総務企画課長

各施設の方を周り、電気室も確認したが、キュービクル内までは確認しておらず、被害に気づかなかったという現状でございます。

【問】 伊藤 敏英 議員

電気を切ったがために、これだけ色々な被害を被ったのだから、責任者である村長が負担すべきではないのか。

【答】 村 長

これは、村として廃止したいということで、皆様方と協議し判断しました。個人の判断ではなく、村長として判断をさせていただきます。

【問】 五十嵐 正典 議員

ラビスパ裏磐梯を通電再開するために必要な経費1億4,293万5,000円との説明だが、以前補正でとった1,179万9,000円とは別にかかるということか。

【答】 総務企画課長

今年の初めに補正予算でとらせていただいた経費は、通電に要する点検費用でして、あの経費とは別ものでございます。

【問】 柏谷 孝雄 議員

今回のラビスパへの建造物侵入、それから盗難事案の経過ということで説明を受けたが、今回の協議会で村が何をこれから進めようとしているのか分からない。その辺の説明が必要ではないのか。

【答】 村 長

今回の被害額、そして今後の復旧費用が判明しましたので、改めて皆さま方にご呈示上げました。今後は、このラビスパ裏磐梯をどうするか、改めてご協議を申し上げたいところで考えていました。

【問】 遠藤 康幸 議員

今回の協議会は報告でしかなく、これに関し展開していくということであれば、議題としてあげる必要があったのではないか。

【答】 総務企画課長

今回、経費と経過についてご報告させていただきま

した。今後、ラビスパ裏磐梯をどういうふうに行うのかご説明をさせていただき、協議していただく場を設けたいと思いますので、よろしく願います。

【問】 鈴木 安奈 議員

今回、具体的な内容は示されず、報告だけであった。今後どういうふうにするかを早急に臨時会なり、全員協議会を開き協議すべきではないか。

【答】 村 長

貴重なご意見として賜り、そういった形をとらせていただく場面を改めてつくってまいりたいと考えております。

【問】 小椋 眞 議員

これは、否決されたのに構わないでおいだことが問題である。ルールに従わなかったことが、今の現状に出ている。これについて村長は反省しているのか。

【答】 村 長

これまでの中で過ちがあったという部分もあるうかと思えますし、こうした事態を招いたということに対しては大変申し訳なかったというふうを考えております。

全員協議会

令和7年6月20日

村全員協議会が開催され、行財政上の重要問題として、村よりラビスパ裏磐梯の廃止について、これまでの経緯について説明され、議会より今回の一連の対応について厳しい意見が交わされ、今後の対応について協議がなされた。

主な意見

【問】 遠藤 祐一 議員

ラビスパ裏磐梯に関する資料

1 経過

村では、議会との協議結果に基づきラビスパ裏磐梯の施設通電作業を進めてきた。

令和7年4月24日に、電気設備の現場点検実施した際、キュービクル設備での盗難被害を発見し、復旧費用や点検を踏まえた設備更新・改修に多額の経費を要することが判明した。

2 村の考え

盗難被害により復旧や設備更新・改修に多額の費用を要すること、これまでの協議に1年3ヶ月の時間を費やしたこと、村づくりを前に進めることなどを総合的に考え、ラビスパ裏磐梯の営業再開は困難であると判断したい。そして当該施設を廃止して、民間事業者による有効活用を促進することとしたい。

【主な理由】

①村全体として施設の老朽化に伴い、保有量・施設配置・運営管理など公共施設マネジメントが要請されていること。

②社会・経済情勢など、村を取り巻く環境の変化により、優先すべき施策が変化したこと。

※1子育て環境整備 2住環境・福祉充実 3観光人口／交流人口／関係人口

③短期的・中期的な修繕費用負担が大きいこと。

短期：電気設備復旧費 75,372千円 設備改修費67,563千円

中期：計画的改修費 101,000 千円

(内容：ろ過器・中央監視装置・エレベーター)

3 今後の進め方

関心表明申出事業者との協議を再開し、ラビスパ裏磐梯の利活用に向けて協議を進めたい。

(参考) ラビスパ裏磐梯を解体する場合の概算費用 (R7.6 月現在)

(1) 解体工事費	178,687,500円	(2) 発生材運搬費	25,327,500円
(3) 発生材処分費	31,336,000円	(4) 有価物の売却	▲14,700,000円
(5) 諸経費	42,349,000円		
(消費税)	26,300,000円	合計	289,300,000円

修繕費用負担が大きいとあるが、これには前回の補正予算でとった経費も含まれているのか。

【答】 総務企画課長

以前、補正予算をとらせていただいた点検費用につきましてはこれは別になり、こちらの額には含まれておりません。

【問】 柏谷 孝雄 議員

関心表明を申し出た事業者との協議は、村は譲渡で考えているのか、あるいは賃貸や解体など、どのように考えているのか。

【答】 村 長

以前、全員協議会の中で事業者への関心表明に関し、皆さまからいただいた意見の中で譲渡という話しをしておりますので、そういった方向で協議を進めることになろうかと思っています。

【問】 五十嵐 正典 議員

解体費用について、令和6年7月の全員協議会では5億から6億かかるという説明だったが、今回の資料では2億8,930万円とあり、この違いが出たのはなぜか。

【答】 総務企画課長

今回、改めて喜多方の業者に概算見積を依頼し徴したところ、こういった結果が示され、前回の根拠については申し訳ありませんが、把握しておりません。

【問】 五十嵐 正典 議員

ここは以前、国有林ということで、基礎杭など全て掘り上げ、きれいにしなければならぬという制約があったかと思うが、確認しているのか。

【答】 総務企画課長

ここは林野庁から購入したもので、10年間は他に利用してはならないという制約がある。

約もございましたが、昨年、森林管理所の方に確認したところ、そちらの方は問題ないというようなところの話は伺っております。

【問】 遠藤 康幸 議員

ラビスパ裏磐梯については、条例を廃止してから、利活用について動き始めるということ、よろしいか。

【答】 総務企画課長

廃止のほうの条例が可決になりましたら、進めていくというようなことで、考えているところでございます。

【問】 遠藤 康幸 議員

ラビスパ裏磐梯の利活用を考えていく際は、お風呂の利用を希望する方もいるので、複合的に考えていくべきと考えるが、村の考えは。

【答】 村 長

利用する方々のそういったニーズが、どのようなものがあるのか調査をしながら、検討してまいりたいと思います。

【問】 伊藤 敏英 議員

協議については、貸す方向に進めるのか、それとも譲渡するのか、どちらなのか。

譲渡するにも老朽化して使えないと言っている施設を、買う人がいるなんて考えているのか。

【答】 村 長

これまで皆さまと議論し、譲渡が妥当だろうというご意見をいただきました。そして、それを基に事業者と話しをしておりまして、協議を再開するにしましても、譲渡を前提として協議をしたいと考えております。

【問】 伊藤 敏英 議員

勝手に施設の電気を止め、盗難被害にあったことは管理をしなかった村長の責任である。

これをやめるのであれば、区切りをつけて進めるべきと考えるが、いかがか。

【答】 村 長

大変貴重なご意見として承り、判断の材料とさせていただきます。

【問】 遠藤 春雄 議員

このラビスパの問題は、1年3ヶ月経過しているが、内容はほとんど変わっていない。

村は住民の代表でもある議会に、きちんと納得できる説明をすべきである。

そして、この廃止条例が可決されたあとは、譲渡や賃貸がなければ解体というように長引かずにスピード感をもって対応すべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

大変貴重なご意見として承り、廃止条例が可決していただければ、今後のスケジュールについて、短期間で実施していくということと考えていきます。

【問】小 椋 眞 議員

1年3カ月のうち、約7回全員協議会を開催しているが、村長の答弁の内容はその時その時で変わっており、きちんとした考えがないように思う。

大きな財産をなくす時は、1年や2年かけ、議会と話し村民に告知をしながら、最終的になくすというのが一般的である。村長に権限があるから何でもやっていいわけではない。だからこうした問題が起きている。解体する場合の概要が出ているが、決定した場合、壊す時期はいつごろなのか。

【答】村 長

壊す時期については、今決めてはおりません。

【問】小 椋 眞 議員

関心表明を申し出た事業者との契約はしているのか。契約した資料を見せていただきたいと思うが、いかがか。

【答】村 長

借りたいという申し入れはありましたが、貸すあるいは譲渡するという契約を結んでいるものではありません。

昨年11月にラビスパ裏磐梯を利用したいということ、何回かお話をさせていたでいておりますが、条例も廃止していないので、協議は中断しております。

【問】小 椋 眞 議員

我々は村民の代表であり、財産を決定する責任と、村民への説明責任がある。

ラビスパ裏磐梯の条例の廃止について提案しているが、事業者が購入するという契約書や、取り壊す際の参考見積書ではなく、3社以上の見積書がなければ議決など出来ない。

これはいい加減に議決出来るものではないため、きちんとした書類はあるのか。

【答】村 長

事業者との協議は、途中

でストップしており、くれるあるいは売るという契約はしておりません。

また、今回のラビスパ裏磐梯の条例の廃止に関しましては、温泉健康増進施設としての条例を廃止し、普通の施設として、事業者と協議をしていきたいというものであります。

【問】小 椋 眞 議員

事業者との協議が途中なのに議会で決定など出来ない。事業者での購入や譲渡が決定してから我々と協議すべきである。

こうした議会への愚弄はもつてのほかである。議案を取り下げるべきではないのか。

何一つ整っていないので、もう少し時間をかけ、みんなと協議し、反省をしながら廃止条例を提出すべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

この条例は廃止をし、そして民間事業者に普通財産として協議していくことが、通常の考え方であります。

そのため、この条例の廃止を決定いただければ、改めて事業者と協議を再開させ、結果等についてご報告

いたしますので、議案の取り下げは考えておりません。

【問】小 椋 眞 議員

ラビスパ裏磐梯をいつまでもあのままにしておくわけにはいかないが、これまでやってきた村の財産をなくす時は、今日の今日、協議し勝手に賛成とはいかない。

議員として村民に説明する責任もあり、皆が納得してできるよう、きちんと筋道を通し、もう少し時間をかけて慎重に協議をして、進めるべきと考えるいかがか。

【答】村 長

大変貴重なご意見ありがとうございます。

【問】鈴 木 安 奈 議員

今回の廃止条例を上程する理由として、子育て環境整備、住環境・福祉充実、等といった点が上げられているが、村長は今後10年、20年後先を考えたの今回の上程という認識でよいのか。

【答】村 長

ラビスパ裏磐梯への費用を、子育て環境の整備等へ充てることが、持続可能な村づくりへ効率的に財政を動かせると考えております。

第7回臨時会

令和7年6月20日に、全員協議会に続き第7回臨時会が開催されました。

この臨時会では、国民健康保険条例の一部を改正する条例や、条例改正に伴う北塩原村一般会計及び国民健康保険事業費特別会計補正予算等、5件の議案について審議されたが、議案第35号については、村長から取り下げの申し出があり許可され、全5件の議案のうち4件が可決された。

◎議案第32号

北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 【原案可決】

◆概要

国民健康保険は、持続可能な医療保険制度を構築するため、県と村が共同して運営されている。

県が財政運営の主体となり、村は県が算定した標準保険税率を基に、国保事業納付金を納めるために必要となる村の国保税の税率を改正するもの。

令和7年度国民健康保険税率改正内容

項 目	算定区分	令和6年度	令和7年度	比 較
医 療 給 付 分	所得割	6.58%	6.51%	▲0.07%
	均等割	26,500円	28,300円	+1,800円
	平等割	18,200円	18,800円	+600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.32%	2.68%	+0.36%
	均等割	9,200円	11,500円	+2,300円
	平等割	6,000円	7,700円	+1,700円
介護納付金分 (40歳～64歳の方)	所得割	2.10%	2.24%	+0.14%
	均等割	10,500円	11,300円	+800円
	平等割	5,400円	5,700円	+300円

◎議案第33号

令和7年度北塩原村一般
会計補正予算(第3号)

【原案可決】

◆補正額

900万4,000円

今回の補正予算は、定額減税補足給付金(不足額給付)や、参議院議員通常選挙事務委託金の経費が計上された。

◆主な補正内容

○定額減税補足給付金
(不足額給付)

889万7,000円

○参議院議員通常選挙費委託金

10万2,000円

◎議案第34号

令和7年度北塩原村国民
健康保険事業費特別会計
補正予算(第1号)

【原案可決】

◆補正額

1,229万6,000円

今回の補正予算は、議案第32号の国民健康保険税率の一部を改正する条例の確定、基金積立に伴う経費が計上され、審議の結果可決された。

○保険給付費 550万円

○国民健康保険事業費納付金 170万3,000円

○国保運営基金への積立金 500万円

◎議案第35号

北塩原村温泉健康増進施設
条例を廃止する条例

【原案取り下げ】

村長より、議会からの理解が得られず、審議資料が不充分だったとし、議案取り下げの申し出がなされ、許可された。

◆概要

議案第35号は、温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」について、令和7年6月20

日をもって廃止したいことから、北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止するもの。

質疑

【問】小 小 眞 議員

先ほどの全員協議会でも村長の答弁は、いったりきたり同じような答弁で納得できない。

廃止後の進め方として必要な事業者との契約書や、解体に関する見積書もなく、協議も途中で中断しているということでは、村民に説明できない。

必要な書類を揃えて、改めて協議すべきではないのか。

【答】村 長

関心表明を申し出ている事業者と村の普通の施設として協議を再開させるため、廃止条例を上程しました。

今後の協議により契約に結びつく時にはお示しし、皆さま方に改めて協議を申し入れたいと考えております。

利活用をしたい事業者がない際は、解体という道筋になるかと思いますが、で見積書は現時点のものとしてご覧いただければと思います。

【問】小 小 眞 議員

議会に上程する時は施設の利活用をする人、どうしても使う人がおらず解体する時は、きちんとした3社くらいの見積書を提出すべきである。

これだけの大きな金額を1社の参考見積だけで決めるのはおかしいと考える。改めて提出すべきと考えるが、いかがか。

改めて3社の見積書をすべきではないのか。

【答】村 長

この廃止条例が可決されれば、その後、事業者に当たり最終的に利活用する方が見つからず解体する際は、3社の見積は提出する考えであります。

【問】小 小 眞 議員

廃止条例の議決に必要であるため、議会が要求している資料を議決前に提出すべきではないのか。

【答】村 長

先ほどの全員協議会でお配りした資料しか揃えておりませんので、それ以外のものは現時点ではお配りすることが出来ません。

【問】小 小 眞 議員
資料を提出できないとい

うことだが、提出出来なければ議案は取り下げるべきである。

議案審議出来ないため、議案は取り下げるべきではないのか。

【答】村 長

議員が質問された中で求められた資料については、不足をしておりますので、改めてそういったものを揃えて、皆さま方に審議をいただく場面を設けたいと考えておりますので、この議案第35号については、取り下げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎議案第36号

村長等の給与及び旅費に
関する条例の一部を改正
する条例

【原案可決】

◆概要

ラビスパ裏磐梯の結果責任を踏まえて、村長並びに副村長の給与の減額改正を行うもの。

○改正内容

7月1日から11月30日まで次のとおり減額

村長 月額給与の50%
副村長 月額給与の25%

北塩原村議会

インターネット議会中継

注目!!

議会のライブ中継・録画映像をご覧ください。

- ◆ お問い合わせ
北塩原村議会事務局（0241-23-3263）



北塩原村議会インターネット議会中継



北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、ライブ配信も開始しました。

議会傍聴することのできない方など、議会をより多くの方にご覧いただけるよう利便性の向上を目指し、環境整備を行いました。

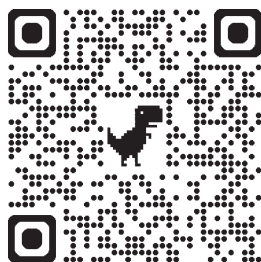
本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像配信をご覧くださいには

【本会議の映像配信】

本会議のライブ・録画映像配信をご覧ください。

録画配信は、各本会議、発言者（一般質問のみ）ごとに検索ができ、24時間いつでもご覧いただけます。

議会HP
(議会映像配信の案内)

【会議案内・議事日程】

本会議が開催される際は、北塩原村議会HPの「会議案内」にて、議事日程等の内容をお知らせいたします。

本会議をライブ配信にてご視聴の方は、ご確認いただき、ご利用ください。

議会HP
(会議案内)

注意事項

- ※ 録画配信は、本会議終了後、配信までに10日程度かかります。（録画配信の時期は目安であり変更となる場合がありますので、ご了承ください。）
- ※ 配信予定の映像は北塩原村の公式記録ではありません。
- ※ 配信映像の著作権は、北塩原村議会に属します。（無断での転載や改編はできません。）
- ※ PC、タブレット、スマートフォンによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合がありますので特に御注意ください。



- 1 伊藤 敏 英 議員12
○村の簡易水道事業について
- 2 柏谷 孝 雄 議員13
○通過型観光から滞在型観光の実現について
- 3 鈴木 安 奈 議員14
○今年度作成する北塩原村総合防災マップの進捗状況と防災対策について
○村内各行政区の防犯灯の状況と村からの補助について
- 4 遠藤 春 雄 議員15
○村道大塩松原線について
○高齢者への買い物支援について

お気軽に議会映像をご視聴いただけます

北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、インターネットによる本会議のライブ配信も開始しました。

本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：（23）3263 FAX：（25）7358

HPアドレス：<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



ズバリ!!

村政を質す!!

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質すことで、報告や説明を求めることをいいます。

伊藤 藤敏 英議員



村の簡易水道の現状と課題は

問 水道は私たちの生活に欠かせない、極めて重要なインフラである。

しかし今、老朽化や地震による管路や施設の破損や陥没事故が続出、さらに有機フッ素化合物が検出されたり、食中毒が発生したりと、その安全性も社会問題になっている。

村の簡易水道における管路と管理施設の老朽化や、耐震化対策の進み具合、公衆衛生上の安全性と経営の現状と課題について伺う。

答（村 長）

村の水道は、昭和30年代に整備し、拡張し、現在の水道管の延長は、導水管、送水管、合わせて約73キロメートルに及びます。

下水道管布設工事と併せて水道管の布設替えを実施した経過があり、現在のところ老朽化の問題は

ないと考えております。

水道管の耐震化についても、平成28年度以降の布設替え工事で耐震管を採用しており、今後耐震基準に応じた布設を計画的に実施してまいります。

また、水道の安全性については、水道法に基づく各種水質検査を実施し、安全な水道水を確認しております。

水道会計の経営につきましても、令和6年度より企業会計へ移行し、効率的な運営に努めております。

問 水道水は、濁りや色、消毒の残留効果を毎日検査することとされているが、我が村ではどのような検査をしているのか。

また、毎事業年度前までに策定する水質検査計画の公表は、高齢者が多い本村で村ホームページだけでは不十分と考えるが、いかがか。

答（建設課長）

水質検査のうち、毎日検査では水源系統末端近くの一般の方へ、そして毎月検査では民間事業者へ委託をし、それぞれ毎日、水の濁りや残留塩素を測って頂き、その結果を毎月報告してもらい、万が一何かあった際は、都度連絡を受ける方法をとっております。

なお、施設の毎旦水質検査では、村で毎年作成し公表しているところですが、改めて周知方法について

では検討してまいりたいと思っております。

問 国土交通省から策定を要望されている老朽化・耐震化の計画について本村では策定しているのか。

また、村では今後、老朽化、耐震化対策のための費用はいくらぐらいか、その財源はどのようなように確保するのか。

答（建設課長）

各種計画書の策定につきましては、現在まだ策定出来ていませんが、水道管の布設工事に必要なものなので、今後進めていくところでございます。また、財源につきましても国の補助や、有利な起債を活用するよう検討してまいりたいと思います。

問 水道管等の更新費用は全国の自治体が、莫大な費用の工面が出来ずにいる深刻な問題である。村長はこれまで、水道の老朽化や耐震化対策などで要望活動をしたことはあるのか。

答（村 長）

それぞれの財政支援については、会津総合開発協議会や喜多方地方広域市町村圏組合等で、東北財務局、あるいは財務省にも要望をしているところであります。

問 令和7年度の簡易水道事業会計予算は、事業費に比べ水道使用料の収入が僅か41・3%と赤字である。収入を増やす上で、観光客

の宿泊者を増やすことで水道使用量が増え、収入が増加するかと考えるが、村長はこれまで対策をとってきたのか。

また、その成果は出ているのか。

答（村 長）

教育旅行、あるいは修学旅行の方々へのバス補助金や、合宿利用支援事業助成金等で件数が増えた事実はあります。

問 人口減少が続くなか、宿泊者を増やすことが水道事業の経営維持につながると考える。

安全安心な水の供給を維持し、健全な経営を図るためにも村はどのような対策を講じ、どのように水道使用料の収入を確保するのか。

答（村 長）

人口減少に伴う水道使用料収入の減少については、移住対策の強化、また今年度は関西地方や台湾へもトップセールスを実施し、それ以外は国外からの観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。



▲簡易水道等水質検査計画
北塩原村ホームページ掲載

村の滞在型観光の取組は

問 令和5年度のデータになるが、県内の観光客数は5,392万人と発表され、うち、宿泊者は968万人と滞在型観光は伸びが鈍いと言われている。

本村においても、令和6年度は214万人の入込となっているが、多くは日帰りが現実である。

このような現状では、村内の経済効果は上がらず、観光業の衰退につながる恐れがあることから、本村の滞在型観光の取組について伺う。

答(村 長)

テレビ番組を活用した観光プロモーションの実施、教育旅行バス助成事業の拡充、ジオパーク活動により創出した教育プログラムの活用、そして関西方面や台湾方面へのトップセールスを計画しており、これらの事業を通して、裏磐



柏谷孝雄 議員

梯の魅力を発信するとともに、裏磐梯地区から松原地区や北山、大塩地区への周遊などの滞在時間を増やすことにより、宿泊者数を増加させたいと考えております。

問 本村の観光入込客数のうち、全体の8割が磐梯高原に集中しているが、自然を商品にするだけでは、周遊することもなく帰ってしまふ。この数字と現状はどのような受け止めているのか。

答(村 長)

滞在時間と日数をどう増やすかが課題であり、村のもう一つの基幹産業である農業と観光を連携したツーリズムの創生も必要かと思っております。

問 こうした現状は、駐車場が少なく食事をする場所もなく、子ども



▲アートツーリズムを活用した農業体験

もも遊ばせる施設もないといったことが要因と考える。

村内をいかに周遊し滞在してもらうか、待ったなしで考える必要がある。村ではこうした準備はすでに進めているのか。

答(村 長)

現在、村内の大型ホテルとの協議会を持ち、現状と課題等を聞き取りしておりますが、今後は事業者全体のものとして観光協会も含め進めていかなければということ

問 村は北山・大塩地区、松原・裏磐梯地区に分かれているがどの地域にも魅力がある。

各地域の特性を活かし、通過型ではなく、村内で消費できる場を作るべきである。こうした考えが村には足りないと思われる。村ではこうした点をどのように考えているのか。

答(村 長)

今回、地域活性化起業人制度を採用して、観光戦略を立てますが、行政と地域が一体となった地域づくりを進めてまいります。

問 村長は、間もなく2期目の1年を経過するが、そろそろご自分のカラーを出し、活気ある村づくりを進めるべきである。

その決意は村長にあるのか。

答(村 長)

決意はあります。地域活性化起

業人の登用により、地域を盛り上げることを目指し、現在進めておりますので、皆さんがここに住んでよかったといえる村づくりに精進してまいります。

問 10年、15年先の村での生活を考えると、村民は間違いなく不安になっている。この辺を十分に自覚し、滞在型観光で稼げる村づくりを実現すべきと考えるが、いかがか。

答(村 長)

私も望むところは一緒ですので、ぜひ皆さまと協力しあいながら、お力添えをいただきながら、この村政発展に精進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



▲地域活性化起業人として委嘱された伊賀本 寿徳(いがもと ひさのり)氏

鈴木 木 安 奈 議員



村の総合防災マップの進捗状況と防災対策は

問 令和3年3月に作成された総合防災マップを今年度更新される予定であるが、その計画と進捗状況について伺う。またこの総合防災マップの普及方法とこれを活用した啓発活動などの予定はあるのかを伺う。

答（総務企画課長）

本年度、防災マップは社会資本整備交付金を活用し全面改訂いたします。

令和6年度に福島県が公表した、新たに土砂災害のおそれがある箇所や喜多方建設事務所において策定中の松原地区の会津川の洪水浸水想定区域図も今回の改訂に掲載する必要がありますため、事業完了は令和8年の2月から3月になる見込みです。

また、改訂後の防災マップは村

ホームページや広報誌への掲載、さらには総合防災訓練や各行政区で行われる防災イベント、学校等において活用してまいりたいと思います。

問 今回の改訂に併せ、見直すべきところは見直すべきと考える。

磐梯山の火山性地震が予想される際の観光客への案内はどのように想定しているのか。

答（観光課長）

有事の際の対応は、現段階では観光協会と連携し会員への一斉メールの発信、また観光課で把握している宿泊施設の人へのメールとX（エックス）での情報発信は可能かと考えております。

問 村の公式LINEも活用し、総合防災マップの改訂と併せ、観光事業者向けのマニュアルも作成すべきである。

また、防災対策以外にも磐梯山の噴火を含めた地元の歴史等を学ぶ機会として、村民向けの講座をすべきと考えるが、いかがか。

答（総務企画課長）

村の防災訓練等の機会を設け、講座の方も検討してまいりたいと思います。

問 村の方でも行政職員向けの講座を開き、職員の有事の際の防災意識を高めることも必要と考えるが、村ではどのように考えているのか。

答（村 長）

絶えず勉強の機会は必要だと思いますので、職員向けの講座を開催することも検討してまいりたいと思います。

行政区の防犯灯の状況と村からの補助は

問 行政区毎に設置と維持管理をしている防犯灯の数や状態の把握を村もしているのか伺う。自治会の運営は人口減少などにもとまない、さらに難しくなっていくことが予想されるが、防犯灯について村が補助金を出すなどの計画はあるのか伺う。

答（総務企画課長）

今年度、各行政区に対し防犯灯の設置状況を紹介し、防犯灯の位置とLED化の有無の調査を実施いたしました。

防犯灯の補助については、本年度については10基分のLED防犯灯を購入し、希望する行政区へ配布するための予算措置をしており、過去の配布状況により調整してまいります。なお、設置に係る費用負担は、これまで通り行政区にお願いすることとしております。

問 今年度、村で予算措置している



▲防犯灯のLED化により安全な地域へ

る10基分については、どのような根拠で10基としているのか。

また、予算措置している数で今年度賄えるのか。

答（総務企画課長）

今回の予算措置されている数につきましては、今までの配布実績を踏まえ、予算措置しております。

なお、数量につきましては、今年度だけでは間に合わないと思いますので、数年に分けて更新していただくことを考えております。

問 これまで、防犯灯について村からの補助がない状態で、行政区は成り立っていたのか。

答（総務企画課長）

行政区内の防犯灯については、基本的には行政区の方で対応していただいているという現状であります。

問 村内の行政区には、人口が少なくなり一人一人の負担が大きくなってしまう、設置や維持が困難となることも想定される。

他県の事例では、防犯灯を自治体へ移管し、地域共同管理体制として運営しているところもある。

村でもこうした事例について検討すべきと考えるが、いかがか。

答（村 長）

当面は、LEDの防犯灯の購入について村が予算立てをし、各行政区に配布していきたいと考えております。

村道大塩松原線の今後の整備計画は

問 冬期間通行止めとなっていた村道大塩松原線は、現在通行規制が解除されているが、道路が傷んだ危険箇所が見受けられる。

村としても現況を見ていると思うが、今後の対策と整備計画はあるのか伺う。

答（建設課長）

村道大塩松原線を含め、村内の村道につきましては、定期的にパトロールを実施し、危険箇所と修繕箇所等を把握してございます。

修繕が必要な箇所は、村直営にて実施しておりますが、直営で対応が困難な大規模な工事が必要となる場合は、緊急性や優先順位を考慮し村で策定している個別施設計画に基づき計画的に実施してまいります。

問 大塩松原線は、村道の中でも



遠藤 藤 春 雄 議員

1級村道でもある重要な道路である。令和5年には、U字溝が詰まり村道に水があふれ、決壊した。

また、同様に路肩が破損するケースも見られるが、村ではこの状況をどのように考えているのか。

答（建設課長）

議員ご指摘のとおり、令和2年度または令和4年度と通行止めになり、その原因は、側溝からの水があふれ、道路の表面排水により、路肩が崩壊したという経緯です。で、定期的なパトロールにより対応し、解消できればと考えております。

問 大塩松原線は、村の歴史ウォークでも利用しているが、道路自体、片側が傾いていたり、舗装もめくれている箇所もある。早急に対策を講じるべきであるが、対策を講じる考えはあるか。

答（建設課長）

ご指摘の箇所や、パトロールで気になる箇所も含め、大規模な災害を未然に防ぐためにも緊急性と優先度を考慮し、早急に対応でき



▲歴史ウォークで使用する村道大塩松原線

る箇所について実施してまいりと考えております。

高齢者の買い物支援について村の考えは

問 高齢化社会が進む中で、村内には商店が一軒もない地区もある。

一人暮らしの高齢世帯の日常生活の不便を解消するため、買い物が必要となる場所が必要と思うが、高齢世帯等への買い物支援について村の考えを伺う。

答（保健福祉課長）

村では高齢者が心身ともに健康で安全・安心な生活を送ることが出来るよう、村社会福祉協議会と連携し様々な支援事業を実施しております。

その中で社会福祉協議会にて65歳以上の高齢者世帯を対象に、買物支援バス事業を外出機会が限られる高齢者の一助として実施しております。日々の暮らしを送る上で不足しているものと認識し、家族や地域の方々の支えが必要な状況にあると考えております。

問 高齢者世帯の日常生活の不便を解消するのに買い物出来る場所が必要である。

この村で小さなお店を開設し、そこを拠点として移動販売にて各行政区を回ることが重要と考えるが村の考えは。

答（村長）

令和7年度
北塩原村 高齢者サービスの手引き
生涯にわたり生きがいを持ち、いつまでも豊かな人生を
北塩原村の主な高齢者サービスについてお知らせします。



【相談】	区分	問い合わせ先	電話番号 (0241)
高齢者福祉施策、介護保険制度、後期高齢者医療制度	北塩原村	保健福祉課福祉係	23-3113
健康相談、介護予防などの相談	北塩原村	保健福祉課保健係（保健センター）	28-3733
身体虚弱、介護保険サービスの利用、もの忘れ、認知症、虐待	北塩原村	地域包括支援センター	28-3766
生活困窮	北塩原村	社会福祉協議会	28-3757
消費生活	北塩原村	消費生活センター ※北塩原村にお住まいの方も利用できます。	24-5353
その他の相談（困りごと）	北塩原村	お近くの民生委員・児童委員 又は北塩原村社会福祉協議会	28-3757

【活動】	事業名	概要	電話番号 (0241)
		高齢者を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために健康で自立し、身近な仲間と交流しながら、住みよい地域づくりを進めていくことを目的としています。	お近くの

▲村高齢者サービスの手引き
北塩原村ホームページ掲載

高齢者世帯のみならず、子育て世代からアンケートでは、買い物ができる場所がほしいといった住環境の改善を求める声がありますので、改めて皆さんと共に協議を進めていければと考えております。

問 今後、高齢化が進むことも予想されるなか、やはりそうした買い物出来る場所は必要と考える。高齢者の方々も集まって買い物ができる場所をつくり、コミュニケーションが図れる場所づくりを進めるべきと考えるが、村長はどのように考えているのか。

答（村長）

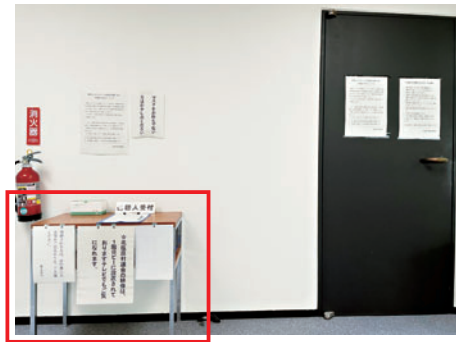
住環境の整備は、非常に重要な課題と考えております。

こうした施設について、検討してきたわけですが、1歩でも2歩でも前進できるように精進させていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

【議会傍聴に関するお知らせ】

本会議の傍聴を希望される方は、本庁舎2階の傍聴席入口前で受付簿に氏名・住所等の必要事項をご記入のうえ、ご入場ください。

なお、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられたことにより、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりました。ただし、傍聴される皆さまにも感染拡大の恐れがある場合などには、可能な範囲でのマスク着用をお願いすることもあります。



▲写真（議会傍聴席入り口付近）

○議会傍聴の際のお願い

北塩原村村議会の傍聴は「北塩原村議会傍聴規則」に基づき実施されています。今回はその内容の一部を分かりやすくご紹介し、より多くの方に傍聴いただけるようにご案内いたします。

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎ下さい
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにして下さい
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
8. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
9. 会議中の入退出はお静かに願います
10. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください



▲地元有志によるおもてなし

今月の表紙
村の魅力を満喫
会津米沢街道
歴史ウォーク2025
会津米沢街道歴史ウォーク2025は、6月21日に生涯学習センターを会場に開催され、新緑の好天のもと、約310名もの参加者が国史跡柏木城跡などを巡りました。約10キロの「いにしへの道体感コース」、約8キロの「会津盆地・川前棚田眺望コース」、約5キロの「地元ガイドと史跡巡りコース」の3コースを、参加者は思い思いのペースで巡り、地元有志による甘酒等もふるまわれました。

編集後記

連日、猛暑日が続くなか村民のみなさまも体調管理には、充分に留意して頂きたいと思います。さて、昨年から開始された議会映像のインターネット配信は、多くの方々にご利用いただいております。

議会広報誌でも、より一層皆さまに親しまれ、ご愛読頂きますよう精進してまいりますので、今後ともよろしく願ひ申し上げます。

委員一同

編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長	遠藤 康幸
副委員長	伊藤 敏英
委員	柏谷 孝雄
委員	鈴木 安奈